

京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領（以下「要領」という。）第8条第1項第1号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行いますので、次のとおり公募します。

平成27年7月9日

京都市長 門川 大作

1 業務内容

(1) 業務名称

楽只市営住宅団地再生事業に係る土地利用計画策定業務

(2) 履行期限

契約の日から平成28年3月15日まで

(3) 成果物納品場所

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

2 業務内容等説明書及び参加希望申出書の入手方法

京都市情報館の都市計画局のホームページにある新着情報『楽只市営住宅団地再生事業に係る土地利用計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について』からダウンロードし、A4版の帳票として印刷のうえ使用すること。

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-3-0-0.html>

3 受託候補者に求める資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 当該業務と同種の業務について国内での受託実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の前日10年以内（平成17年度～平成26年度）に業務を完了したものに限る。

同種業務：賑わい・交流施設の導入による再開発事業や団地再生の計画策定

- (4) 一級建築士、二級建築士又は技術士（建設部門：選択科目が都市計画及び地方計画に限る）のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。

4 参加希望申出書の提出期限、提出場所及び提出方法

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に基づき参加希望申出書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

ア 参加希望申出書（要領第1号様式）

イ 業務実績調書（要領第2号様式）

ウ 配置技術者調書（要領第3号様式）

エ 資格を確認できる書類

(ア) 技術士の免許証の写し

(イ) 一級建築士の免許証の写し

(ウ) 二級建築士の免許証の写し

(2) 提出期限

平成27年7月21日（火）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 提出場所

京都市都市計画局住宅室

住宅室受託候補者選定委員会事務局（住宅政策課調整管理担当）

郵便番号 604-8571

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎5階）

電話番号 075-222-3666

FAX 075-222-3526

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、提出期限までに確実に配達される手段を採り、期限までに配達されたことを電話にて確認すること。

提出部数は10部とし、9部は左上1箇所にはホッチキス留め、1部はクリップ留めとする。

5 受託候補者としての資格を確認した結果についての通知及びその理由

(1) 資格の確認結果の通知方法及びその時期

確認結果は、4の(1)に掲げる書類を受領した日から休日を除く7日以内に、書面により参加希望申出書の提出者に通知する。

(2) 資格がないと認めた理由の説明

参加希望申出書の提出者は、(1)の通知を受領した日から休日を除く5日以内に書面により、資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く5日以内に書面により行う。

6 技術提案書の提出期限、提出先及び提出方法

上記5の手続により、当該業務に係る受託候補者としての資格の確認を受け、資格を有する旨の通知を受けた者は、次の各号に基づき、技術提案書を提出すること。

(1) 提出書類

技術提案書等（要領第4号様式から第8号様式まで）

(2) 提案事項

市営住宅の集約化によって生じる跡地の活用策について、民間活力の導入による土地利用計画策定に向けた具体的な可能性の提案

(3) 提出期限

平成27年8月3日（月）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

4の(3)と同じとする。

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、提出期限までに確実に配達される手段を採り、期限までに配達されたことを電話にて確認すること。

提出部数は10部とし、9部は左上1箇所にはホッチキス留め、1部はクリップ留め

とする。

7 受託候補者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定委員会において、提出された技術提案書及びヒアリングの審査によって行う。

なお、「業務実施方針等」及び「提案事項等」の評価点（以下「本評価点」という）の合計が、本評価点の最高得点（78点）の合計の1/2以下（39点以下）の場合、受託候補者（次点を含む）に選定しない。

ヒアリングの日時等については、参加希望申出書の提出期限頃に書面にて通知する。

(2) 評価項目

ア 配置技術者の資格及び実績等

- (ア) 事業者の過去10年間の同種実績
- (イ) 主任技術者の資格、経験年数
- (ウ) 主任技術者の過去10年間の同種実績
- (エ) 担当者の資格
- (オ) 担当者の過去10年間の同種実績

イ 業務実施方針等

- (ア) 業務の理解度
- (イ) 業務実施方針の妥当性
- (ウ) 業務実施手法の妥当性

ウ 提案事項等

- (ア) 提案の的確性
- (イ) 提案の独創性
- (ウ) 提案の成果達成の期待度・実現性
- (エ) 見積価格

8 受託候補者の選定結果の通知方法及びその時期

(1) 通知の方法

選定結果については、6により技術提案書を提出した者に対し、平成27年8月

11日（火）までに、書面により通知する。

(2) 選定されなかった理由の説明

(1) の通知を受領した日から休日を除く7日以内に書面により、選定されなかった理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く7日以内に書面により行う。

9 その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)